



働き方改革は進んでいますか？

改正労基法の適用猶予が順次**廃止**されます

Point 1 医師においても時間外労働の上限について一般則が適用されます（罰則付き）

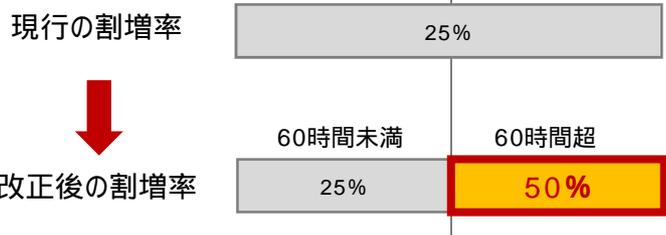
2019（平成31）年4月1日に施行された改正労働基準法が5年の猶予を経て、**2024（令和6）年4月1日から医師にも上限規制が適用されます。**

	～2024（令和6）年3月31日	2024（令和6）年4月1日～
医師	上限規制は適用されない。 今ここ！ 今後、変わります！	県から特定水準医療機関として指定を受けた医療機関の指定をされる事由となった業務に従事する医師を除き、 年960時間の上限規制が適用される。

医療機関に必要な指定（「A水準」等の説明はウラ面をご覧ください）	医師に適用される水準（年間）		面接指導	休息時間の確保 （始業から24時間以内に9時間の連続した休息時間を確保（例外あり））
	36協定で定めることができる時間	実際に働くことができる時間（通算）		
A水準	960時間以下	960時間以下	義務	努力義務
連携B水準	960時間以下	1,860時間以下 （派遣先での労働時間も通算するため）	義務	義務
B水準	1,860時間以下	1,860時間以下	義務	義務
C-1水準	1,860時間以下	1,860時間以下	義務	義務
C-2水準	1,860時間以下	1,860時間以下	義務	義務

連携B、Bは2035年度末を目標に終了予定

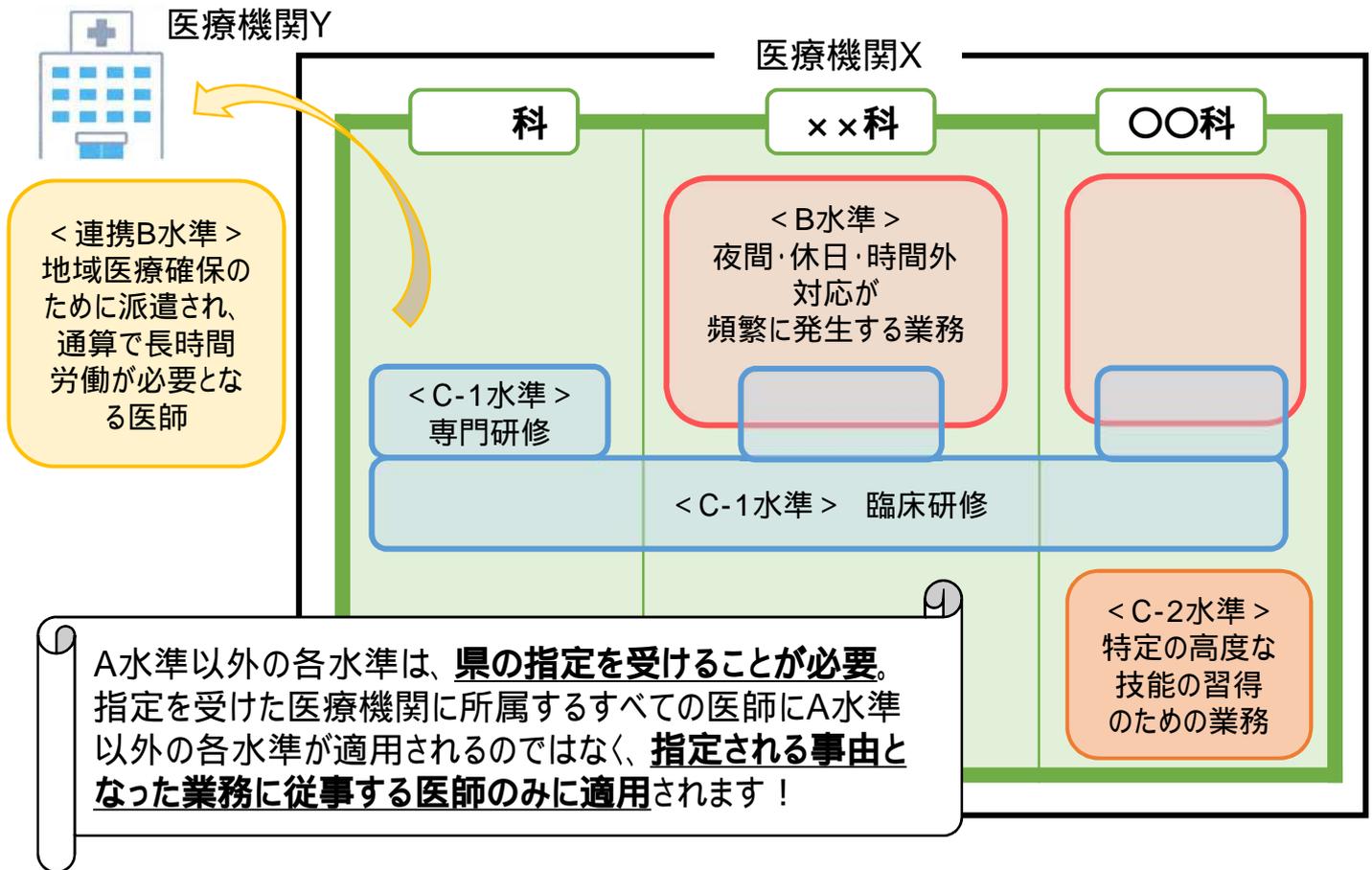
Point 2 時間外労働の割増賃金率が変わります



中小企業の適用猶予措置が**2023（令和5）年3月31日**に廃止されます。

2023（令和5）年4月1日からは**60時間を超えた時間外労働**に対し、**50%以上**の割増賃金を支払わねばなりません。





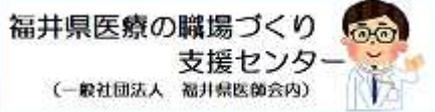
A水準	連携B水準	B水準	C-1水準	C-2水準
一般的な医療に従事する医師。 B、連携B、C-1、C-2以外の医師	地域医療確保 のために他の病院等に 派遣 され、 通算 で長時間労働が必要となる医師	地域医療提供体制の確保の観点から暫定的に設置しているもの。3次救急病院や、救急車を年間1,000台以上受け入れる2次救急病院	臨床研修医・専攻医が対象	高度技能の獲得を目指す臨床従事6年目以降の医師が対象

医療従事者の勤務環境の改善について、お困りごとはありませんか？

福井県医療の職場づくり支援センター にご相談ください！



医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）と医療経営アドバイザー（医療経営コンサルタント）が勤務環境改善に取り組む医療機関からの相談に対して、専門的な支援を行っています。



福井市大願寺3丁目4-10 福井県医師会内
0776-24-1666
受付時間 | 午前9時～午後5時
(土日祝・年末年始を除く)